

大田区では、この見直し計画に伴う公園の整備に対して、地元の合意を得た計画策定を行うことが課題であった。そこで、平成 14 年度の計画段階に「大森ふるさとの浜辺を考える会」を発足させ、一般公募も含めた約 55 名の体制にて検討が行われた。検討は、地元小中学校のアンケート結果も踏まえ、ワークショップ形式にて行われた。また、計画段階の平成 15 年には「考える会」を「つくる会」に名称変更し、グループ別の討議が行われ、大森周辺の海岸の原風景や環境の復元を目指した計画が策定された。その後の工事段階の 16 年度以降は、報告会・説明会方式の「つくる会」が継続し、現場見学会や植樹祭などのイベントを織り交ぜた合計 12 回を経て、平成 19 年に公園が完成した。

完成後は、公園管理者である大田区まちなみ維持課による基本的な管理のもとで、「大森ふるさとの浜辺を育てる会」に名称を変更したゆるやかな連合体が、ノリ生育観察実験や砂浜清掃ボランティア等の管理を担っている。また、平成 20 年に「大森 海苔のふるさと館」が公園内に開館し、地域における海苔の歴史・文化の紹介を行っている。

表 4-6 本取組みの経緯

昭和 37 年 12 月	埋立による漁業権放棄、翌年に海苔生産の歴史を閉じる
昭和 56 年	東京ガス沖公有水面埋立計画策定(14.7ha、うち下水道施設 8.8ha)
昭和 58 年	周辺住民等による汚水処理場反対同盟により計画を保留
平成 5 年	見直し計画(緑地 5.0ha)にて地元調整
平成 9 年 3 月	東京港港湾計画(第 6 次改定)において計画変更
平成 12 年	3 月の公有水面埋立免許の取得後、6 月に埋立工事に着手
平成 14 年度	「大森ふるさとの浜辺公園を考える会」(計 6 回のワークショップ)
平成 15 年度	「大森ふるさとの浜辺公園をつくる会」(計 4 回のグループ別討議)
平成 16 年～18 年度	第 5 回～第 12 回の「大森ふるさとの浜辺公園をつくる会」を報告会・説明会方式と現地見学会を織り交ぜて開催
平成 19 年 4 月	「大森ふるさとの浜辺公園」開園
平成 20 年 4 月	「大森 海苔のふるさと館」が開館



図 4-15 大森ふるさとの浜辺公園の海浜部分

(出典：大田区のホームページ)

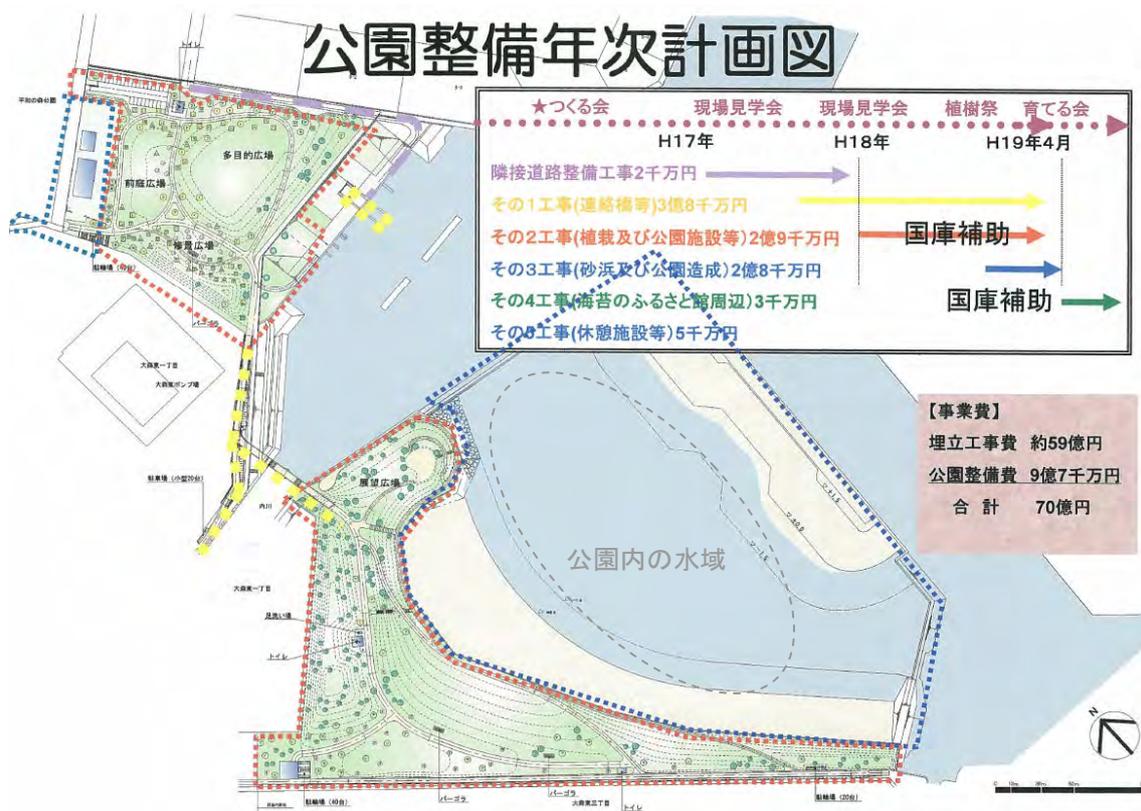


図 4-16 大森ふるさとの浜辺公園整備の年次計画図

(出典：大田区提供資料)

■ 本取組みで行われた総合的沿岸域管理

- 公園整備事業の計画策定に際して発足した「大森ふるさとの浜辺公園を考える会」では、区報による一般公募が行われ、23 の町会・自治会や自然保護団体・スポーツ団体等も加わった多様な利用者・関係者による体制にて、区民と行政が同じテーブルで調整・合意形成が行われた。
- 野鳥の生息場を作りたい自然保護団体やスポーツ利用に重点を置くスポーツ団体、海苔養殖が盛んだった頃の昔の海岸を復元したい地元住民などの、複数の利用方法に対する調整が行われ、地元住民の意見を反映した原風景復元を中心とした計画となった。完成後は、アサクサノリの生育観察実験やスポーツイベントの実施など、地元住民の自主的な活動・取組みが精力的に推進されている。

■ 取組みの内容

□公園の設計・施工段階

➤ 体制

公園整備事業にあたり区報による一般公募を行い、23の町会・自治会のほかに、自然保護団体・スポーツ団体等も加わった55名の「大森ふるさとの浜辺公園を考える会・つくる会」により、区民と行政が同じテーブルで議論を行い、大森周辺の海岸の原風景や環境の復元を目指した基本設計や、区民主体の公園運営のしくみについて合意が図られた。事務局として民間のコンサルタントが加わっていることが特徴的である。

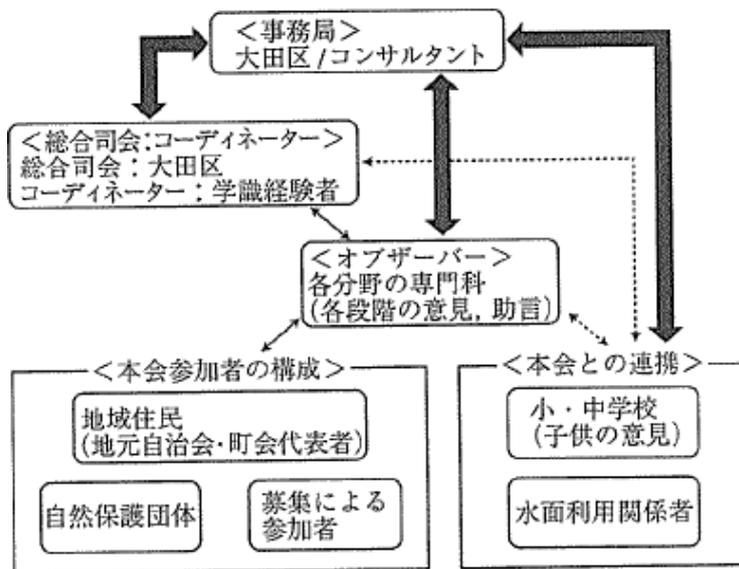


図 4-17 「大森ふるさとの浜辺公園を考える会」の体制図

(出典：「市民参加による浅場の順応的管理」)

➤ 予算

公園整備は、部分的に国庫補助を受けて大田区にて行われた。また、「大森ふるさとの浜辺公園を考える会・つくる会」の事務局運営(民間コンサルタントへの委託費用を含む)は、大田区によって措置された。

➤ 制度・計画

基盤整備の埋立事業は、東京港港湾計画(第6次改定)において位置づけられたものである。また、公園整備事業は、大田区の都市再生整備計画にて位置づけられている。

➤ 課題

公園の計画段階において、野鳥の生息場とすべきという自然保護団体やスポーツに重点を置くスポーツ団体など、多様な意見があり、その集約が課題であった。また、

海苔のふるさと館の開設に関しては、当初、所管が異なる教育委員会の職員の、ワークショップへの参加の動機付けが課題であった。

➤ 成功要因

計画・設計段階において公園利用のあり方等を定める際に、地方公共団体が直接意見を聞いて答弁する説明会方式をできる限り取らないようにし、地元住民同士の意見交換ができるワークショップ形式にしたことで、合意形成を行うことができた。ただし、このようなワークショップ形式を継続することは、地元にとって負担でもあり、合意形成ができた段階にて通常の説明会形式にし、効率的に意見収集が行われた。

また、区の職員や地元の熱意も大きな成功要因である。より良い公園を作りたいという互いの熱意があり、区の職員は夜遅くまで資料作成をした。また、地元の熱意により、既存施設の有効活用による海苔のふるさと館の設置ができるようになった。

□公園の完成後～現在

➤ 体制

公園管理者である大田区まちなみ維持課による基本的な公園管理のもとで、「大森ふるさとの浜辺を育てる会」に名称を変更したゆるやかな連合体が、ノリ生育観察実験や砂浜清掃ボランティア等の管理を担っている。「大森ふるさとの浜辺を育てる会」の事務局は大田区まちなみ維持課であり、「ふる浜だより」を発行するとともに、年数回の報告会等が行われている。

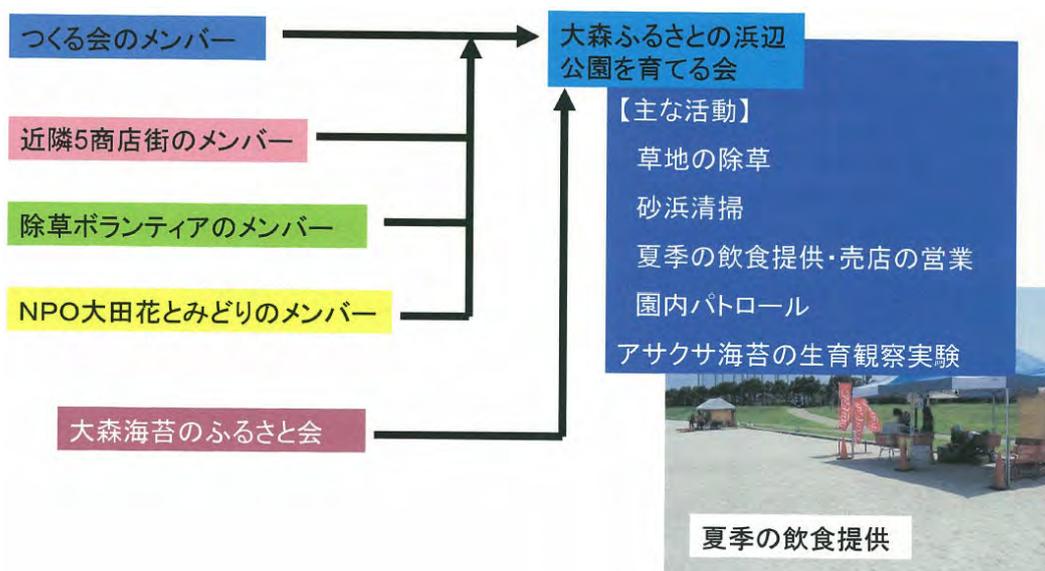


図 4-18 「大森ふるさとの浜辺公園を育てる会」による公園管理の体制

(出典：大田区提供資料)

➤ 予算

公園管理者である大田区まちなみ維持課のもとで、通常の公園と同様の業者による除草等の維持管理が行われている。また、「大森ふるさとの浜辺を育てる会」に名称を変更したゆるやかな連合体が、ボランティアによる除草や砂浜清掃等ボランティア等の管理を担っている。水質環境等のモニタリングは、大学等への調査許可や環境NPOへの委託によって行われ、調査結果が大田区まちなみ維持課に集約され補修計画等に反映されている。

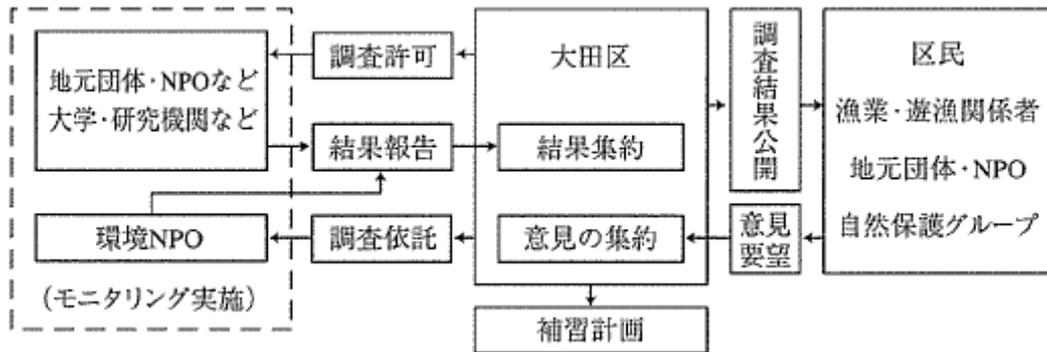


図 4-19 「大森ふるさとの浜辺公園」のモニタリング調査の流れ

(出典：「市民参加による浅場の順応的管理」)

➤ 制度・計画

大田区立大森ふるさとの浜辺公園の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする「大田区立大森ふるさとの浜辺公園条例」が平成19年3月に施行されている。通常の公園管理の禁止事項に加え、「動物(魚介類を除く)の捕獲・殺傷」「遊泳」「船舶放置」を禁止するとともに、水面管理防災施設(災害時における避難場所等への緊急物資搬入及び公園の水面管理に資するため、公園に設ける防災施設)の設置・使用について記載している。

➤ 課題

「育てる会」のメンバーであるNPO法人海苔のふるさと会にて、アサクサノリ生育観察事業が公園内にて行っているが、海苔生育が安定しないという課題がある。周辺海域の水質等の影響と推測されており、水質調査や水質改善の面で課題がある。

➤ 成功要因

大田区では、地域住民が主体となる公園管理手法が従前から行われており、地元住民等によるボランティアによる清掃等を無理なく継続できることが、「育てる会」の活動の成功要因と考えられる。また、イベント等が定期的に行われ、多くの市民に活用される場となっていることが、本取組みの特徴である。

■ 沿岸域の総合的管理に資する特徴

時期を限定した濃密な議論が合意形成の鍵

公園整備を行うにあたって地元での合意形成が最も重要となる、2年間の計画・設計段階において、ワークショップ形式での濃密な地元住民による議論が行うことにより、合意形成が行われた。ただし、地元の負担も大きいため、その後は通常の説明会形式とし、現地説明会等のイベントを活用した参加継続に腐心された。

計画・設計段階において公園利用のあり方等を定める際に、地方公共団体が直接意見を聞いて答弁する説明会方式をできる限り取らないようにし、地元住民同士の意見交換ができるワークショップ形式にしたことで、合意形成を行うことができた。様々な団体から区へ強い要望が寄せられ取りまとめに苦慮されたが、住民同士ということで、相手の意見を聞いて理解するということが可能となり、公平な立場で意見を取り入れ、意見の集約や合意形成がスムーズに行われた。ただし、このようなワークショップ形式を継続することは、地元にとって負担でもあり、合意形成ができた段階にて通常の説明会形式にし、効率的に意見収集が行われた。

野鳥の生息場とすべきという自然保護団体やスポーツに重点を置くスポーツ団体など、多様な意見があったが、地域には、長年のあいだ日本一の海苔生産を行ってきたという自負と浜辺への愛着が残っており、町会や自治会といった地域活動が機能していることが、浜辺の原風景や環境の復元を目指した計画合意に大きく貢献した。

また、区の職員や地元の熱意も大きな成功要因である。より良い公園を作りたいという互いの熱意があり、区の職員は夜遅くまでの資料作成をした。また、地元の熱意により、既存施設の有効活用による海苔のふるさと館の設置ができるようになった。

住民参加型の公園管理スキームがあるため、無理なく管理が継続

大田区では、地域住民が主体となる「ふれあいパーク活動」など区民による除草・清掃作業などの公園管理手法が従前から行われており、「育てる会」によるボランティアの清掃作業や海辺のイベント等が無理のない形で継続できる仕組みとなっている。

「育てる会」との連携のもとで大田区による住民参加型の維持管理が行われている。「育てる会」のメンバーからの要望を受けて、除草を行わず昆虫採集が出来る場所を残すなどの配慮もなされている。海辺を活用した地域イベント等が定期的に行われ、多くの市民に活用される場となっていることが本取組みの特徴であり、市民の交流・憩いの場として、無理のない維持管理の継続が可能となっている。教育機関による環境教育等の活動が、課題となっている周辺の水質改善と連携できれば、本当の意味での浜辺復元も期待される。

■ 参考資料

大田区提供資料(パワーポイント資料)、中瀬ほか(2009)「市民と取り組む人工干潟の造成と管理」(「市民参加による浅場の順応的管理」)、NPO 法人海苔のふるさと会提供資料